

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書	
<b>【提出先】</b>	関東財務局長	
<b>【提出日】</b>	平成29年7月21日	
<b>【会社名】</b>	株式会社博報堂DYホールディングス	
<b>【英訳名】</b>	HAKUHODO DY HOLDINGS INCORPORATED	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 戸田裕一	
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目3番1号	
<b>【電話番号】</b>	03(6441)6247	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	グループ経理財務局長 禿河毅	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目3番1号	
<b>【電話番号】</b>	03(6441)6247	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	グループ経理財務局長 禿河毅	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	309,108,108円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	195,886株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、平成29年5月19日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、平成29年6月29日開催の当社第14期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数550,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

本有価証券届出書の対象とした募集は、本制度を踏まえ、平成29年7月21日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第139期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役7名(社外取締役を除きます。)及び執行役員2名並びに当社子会社の取締役15名及び執行役員22名(以下、「割当対象者」といいます。)に対して支給された金銭報酬債権309,108,108円を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

当該金銭報酬債権の額は、各割当対象者の役位に応じた報酬をベースに決定した金銭報酬債権額の総和です。また、譲渡制限期間については、取締役・執行役員として在任している期間を通じて、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能し、株主の皆様との価値意識の共有を推進し、その効果を持続させるため、30年間としております。

##### 譲渡制限期間

平成29年8月16日～平成59年8月15日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

##### 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

##### 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、期間満了時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものといたします。なお、譲渡制限を解除する本割当株式の数は、当該退任の時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の数に、当該割当対象者の本割当株式の払込期日から当該退任の時点までの役務提供の月数(1カ月に満たない期間は切り上げるものとする)を本割当株式が対象としている役務提供期間の月数で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)といたします。

## 2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	195,886株	309,108,108円	154,554,054円
一般募集			
計(総発行株式)	195,886株	309,108,108円	154,554,054円

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は309,108,108円です。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第139期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として当社又は当社子会社より支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額
当社の取締役：7名( )	39,357株	62,105,346円
当社の執行役員：2名	7,605株	12,000,690円
当社子会社の取締役：15名	86,886株	137,106,108円
当社子会社の執行役員：22名	62,038株	97,895,964円

社外取締役を除きます。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,578円	789円	1株	平成29年8月10日～平成29年8月15日		平成29年8月16日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 本株式発行は、本制度に基づく当社の第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第139期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第15期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社博報堂D Yホールディングス 本店	東京都港区赤坂五丁目3番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	200,000円	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、役員報酬制度の設計にあたってのアドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。  
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、平成29年5月19日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入することを決議し、また、平成29年6月29日開催の当社第14期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内として設定すること及び取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数550,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

上記ご承認を受けて、本株式発行は、本制度に基づく当社の金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第14期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月30日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成29年7月4日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年7月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社博報堂DYホールディングス 本店  
(東京都港区赤坂五丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町3番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。